

中小企業等を対象とした審査請求料等の減免措置（新減免制度）

2019年4月1日より、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）に基づき、中小企業等を対象とした「審査請求料」、「特許料（1～10年分）」の減免措置が実施されます。該当する場合は、申請により審査請求料、特許料等が1/3または1/2に減額されます。特許出願、審査請求等をご検討の際に、併せて軽減措置の利用を検討されるとよいでしょう。

詳しくは弊所にご相談ください。

【減免措置の概要】

(1) 措置の対象

2019年4月1日以降に審査請求された特許出願・特許

(2) 対象者（下記以外にも対象となる場合がある）

[A:小規模企業等の場合]

- a.小規模の個人事業主（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- b.小規模の法人(*1)（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
- c.事業開始後10年未満の個人事業主
- d.設立後10年未満で資本金3億円以下の法人(*1)

[B:中小企業等の場合]

- a.個人事業主（従業員300人(*2)以下）
- b.会社(*1)（従業員300人(*2)以下または資本金3億円(*3)以下）

*1：法人の場合は、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除く。

*2：業種により、最大従業員数が異なる。

*3：業種により、最大資本金額が異なる。

(3) 内容

[A:小規模企業等の場合]

- ・審査請求料：1/3に軽減
 - <例1>2019年4月1日以後の出願
通常料金166,000円→減額後料金55,330円
 - <例2>2019年3月31日以前の出願
通常料金146,000円→減額後料金48,660円
 - ・特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
 - <例>（第1～第3年分一括）通常料金10,500円→減額後料金3,480円
 - <例>（第4～第6年/1年毎）通常料金9,900円→減額後料金3,300円
 - <例>（第7～第9年/1年毎）通常料金29,800円→減額後料金9,930円
 - <例>（第10年分）通常料金85,500円→減額後料金28,500円
- （上記各例は、2019年4月1日時点の料金（請求項数7の場合）に基づく）

[B:中小企業等の場合]

- ・審査請求料：1/2に軽減
- ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減

(4) 申請方法

出願審査請求書または特許料納付書を提出する際に、減免を受ける旨等を記載する（証明書類等の提出は不要）。

(5) 旧減免制度

なお、2019年3月31日以前に審査請求された特許出願・特許には、旧減免制度（従前の減免制度）が適用されます。